

○愛知淑徳大学教育に志す者の会（略称：教志会）会則

（名称）

第1条 本会は、「愛知淑徳大学 教育に志す者の会（略称：教志会）」と称する。

（本部）

第2条 本会は、本部を愛知県長久手市片平二丁目9 愛知淑徳大学 教職・司書・学芸員教育センターに置く。

（目的）

第3条 本会は、教職を志す本学在学者と教職に従事する、または教職を志す本学出身者との連繋を通じて、「養成」と「研修」の一貫したシステムを構築し、もって優秀な教員を輩出するとともに、継続してその資質の向上を支援することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- （1）会報の発行
- （2）研修会・講演会の実施
- （3）教員採用試験の情報提供及び対策講座の実施
- （4）教育に関する相談事業
- （5）その他前条に定める目的達成に必要な事業

（構成）

第5条 本会は、次の各会員により構成する。

- （1）正会員① 本学在学中の教職志望学生
- （2）正会員② 本学出身の教員免許状取得者のうち本会への入会を希望するもの
- （3）特別会員 本学現・旧教職員のうち本会への入会を希望するもの

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）幹事 11名

- 2 第1項第3号の幹事11名のうちより、第1号の会長1名、第2号の副会長2名を選出する。
- 3 第1項の第2号の副会長2名は、正会員①、正会員②、各1名によって構成される。
- 4 第1項の第3号の幹事は、正会員①、正会員②、及び特別会員によって構成される。

（役員選出）

第7条 役員は、総会における承認を得て選出する。

（雑則）

第8条 この会則の施行に関する必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第9条 この会則の改廃については、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年8月8日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成30年8月9日から施行する。